

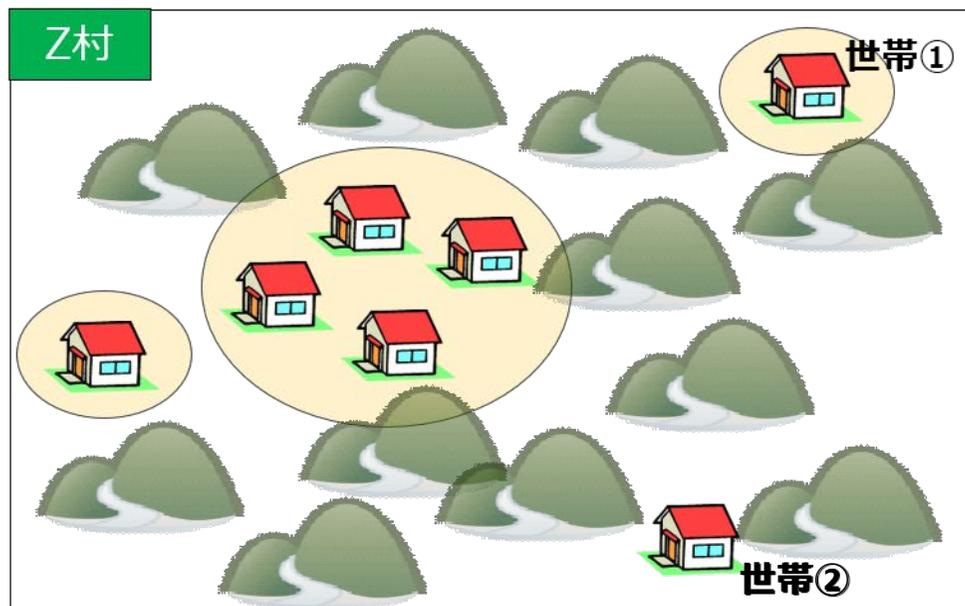
ユニバーサルサービス責務 に関する検討課題

- 検討課題2-1 最終保障提供責務は、どのような場合に生じるか
- 検討課題2-2 電話のユニバーサルサービス責務は、引き続きあまねく提供責務とするか
- 検討課題2-3 ブロードバンドのユニバーサルサービス責務は、最終保障提供責務でよいか

令和6年3月27日
事務局

【Z村の前提】

- ・ **事業者A**（固定電話や固定ブロードバンドを提供する事業者）の**業務区域**で、**黄色の楕円**が**実際のサービス提供エリア**
- ・ **責務事業者B**（ユニバーサルサービス責務を負う事業者）の**業務区域ではない**（サービス提供していない）。



- 世帯①は、事業者Aのサービス提供を受けることが可能
- 世帯②は、誰のサービス提供も受けられない

<世帯①・世帯②について>

あまねく提供責務

- ▶ 責務事業者Bは、**世帯①**及び**世帯②**に対し、提供**責務を負う**。
→ 事業者Aのサービス提供が受けられる**世帯①**からも、**要望されたら**、提供**責務を負う**

最終保障提供責務

- ▶ 責務事業者Bは、**世帯②**に対し、提供**責務を負う**。
→ 事業者Aのサービス提供が受けられる**世帯①**からは、**要望されても**、提供**責務を負わない**

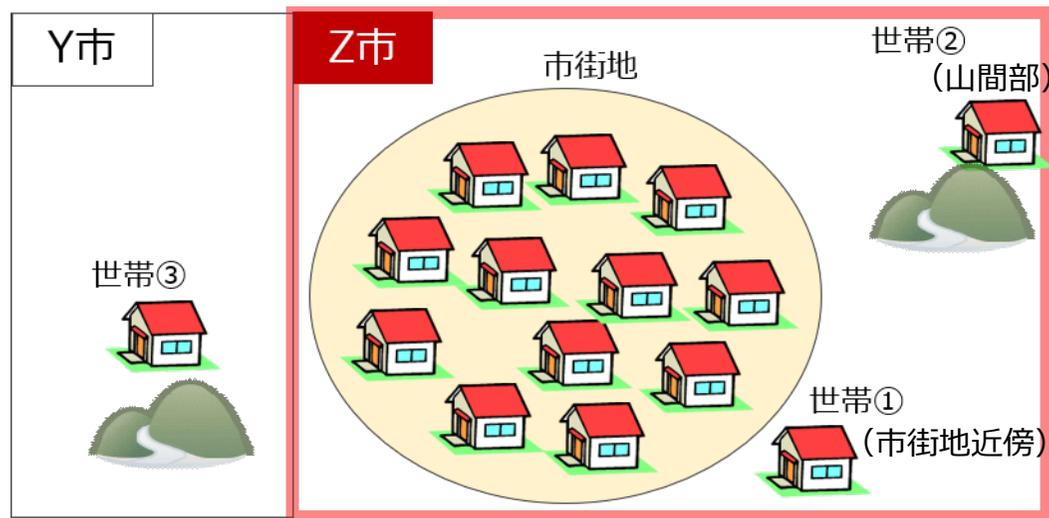
検討課題 2 - 1 : 最終保障提供責務は、どのような場合に生じるか

- 次のア～ウに対して、事業者Aが役務提供をすべきか。どのような場合に、責務事業者Bに最終保障提供責務が生じるか。

検討の視点

- ア 事業者Aが業務区域とする「Z市」内の「世帯①（市街地近傍）」 ▶ 「正当な理由」への該当性 等
- イ 事業者Aが業務区域とする「Z市」内の「世帯②（山間部）」 ▶ 「正当な理由」への該当性 等
- ウ 事業者Aが業務区域としない「Y市」内の「世帯③」 ▶ 「業務区域」設定の自由 等

★事業者Aは、Z市を業務区域（黄色の楕円が実際のサービス提供エリア）



電話／BB提供事業者
(基礎的電気通信役務を提供する事業者)

業務区域内の役務提供義務あり
(正当な理由がある場合を除く)

(電気通信事業法第25条)

※ 業務区域の設定は、自由

(拡大：変更登録、縮小：事後届出)

(電気通信事業法第13条等)

世帯①～③には、サービス提供をする事業者がない状況

(提供義務)

第二十五条 **第一号基礎的電気通信役務**〔注：電話のユニバーサルサービス〕**を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における当該第一号基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない。**

2 **第二号基礎的電気通信役務**〔注：ブロードバンドのユニバーサルサービス〕**を提供する電気通信事業者は、当該第二号基礎的電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件について別段の合意がある場合を除き、正当な理由がなければ、その業務区域における届出契約約款に定める料金その他の提供条件による当該第二号基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない。**

(1) 正当な理由

例えば、天災、地変、事故等により電気通信設備に故障を生じ役務提供が不能の場合、料金滞納者に対する場合、その申込を承諾することにより他の利用者に著しい不便をもたらす場合、**正常な企業努力にもかかわらず、需要に対して速やかに応ずることができない場合等**である。

(出典：電気通信事業法逐条解説（増補版）)

(電気通信事業の登録)

第九条 **電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。**

一・二 略

第十条 **前条の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。**

三 業務区域

(変更登録等)

第十三条 **第九条の登録を受けた者は、第十条第一項第三号又は第四号の事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。**

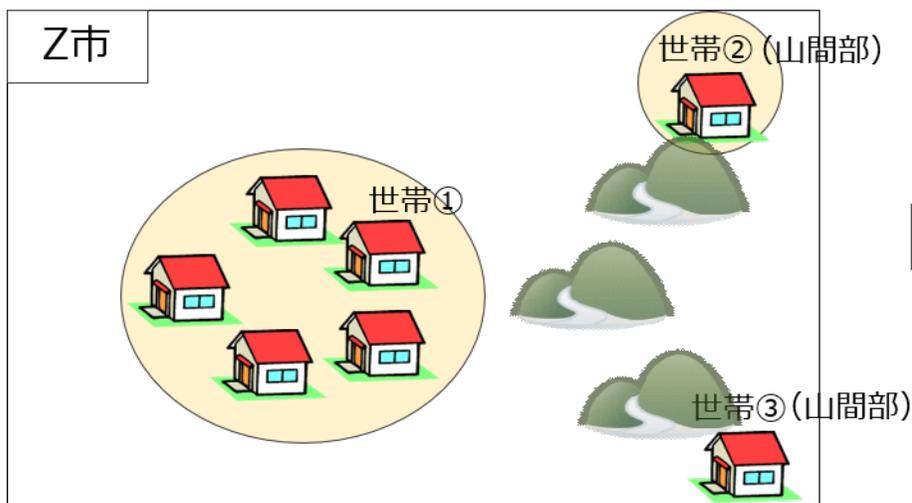
5 **第九条の登録を受けた者は、第十条第一項第一号、第二号若しくは第五号の事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。**その届出があつた場合には、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

検討課題 2 - 2 : 電話のユニバーサルサービス責務は、引き続きあまねく提供責務とするか

- 引き続き「あまねく提供責務」とするか。それとも「最終保障提供責務」に見直すか。
- 仮に「最終保障提供責務」に見直す場合、**最終保障提供責務を負わない地域**について、NTT東西が「**業務区域としない**」とすることを認めるか。

検討の視点：安定的提供の確保／NTT法上のNTT東西の業務区域／コストミニマム／BB責務との関係 等

★事業者Aは、Z市を業務区域 (黄色の楕円が実際のサービス提供エリア)



※ 仮に「最終保障提供責務」に見直す場合

- NTT東西は、Z市を業務区域としない場合、世帯①・②には、以下のいずれの義務も負わない。

- ・ 電話／BB提供事業者としての**役務**提供義務
(電気通信事業法第25条)
- ・ 責務事業者としての**最終保障**提供責務

※ 対世帯③：最終保障提供責務を負う。

(事業)

第二条

3 **地域会社**は、その目的を達成するため、**次の業務を営む**ものとする。

一 **それぞれ次に掲げる都道府県の区域**（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で別に定める区域。以下この号及び次項第二号において同じ。）**において行う地域電気通信業務**（同一の都道府県の区域内における通信を媒介する電気通信役務を提供する電気通信業務をいう。以下この条及び第二十三条第二号において同じ。）

イ **東日本電信電話株式会社**にあつては、**北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県**

ロ **西日本電信電話株式会社**にあつては、**京都府及び大阪府並びにイに掲げる県以外の県**

二 前号の業務に附帯する業務

検討課題 2 – 3 : ブロードバンドのユニバーサルサービス責務は、最終保障提供責務でよいか

- 「**最終保障提供責務**」とする方向でよいか。
- 仮にNTT東西が「**最終保障提供責務**」を担う場合、**最終保障提供責務を負わない地域**について、NTT東西が**業務区域としないこと**についてどう考えるか。

検討の視点：安定的提供の確保／NTT法上のNTT東西の業務区域／コストミニマム／電話責務との関係 等